

6 地域福祉活動における役割

住民の役割 一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域活動に積極的に参加していくことが大切です。

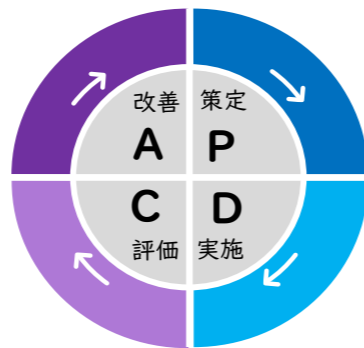
社会福祉協議会の役割 行政と協働して、計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。住民や地域活動団体等との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役を果たすこととなります。

町の役割 町が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。また、住民及び事業者の地域活動に対し、その自発性を尊重し、住民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

7 計画の進行管理

社会情勢や国の動向の変化なども踏まえながら、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会等を通じた、取り組み期間中の評価、検証を行うことなどにより、「PDCA サイクル」による「継続的改善」を基本に、福祉ニーズへの的確な対応を目指します。

| | | |
|--------------|--------|------------------|
| P D C A サイクル | Plan | 計画の策定 |
| | Do | 住民・町・社協等が実際に取り組む |
| | Check | 定期的な点検、評価 |
| | Action | 取り組みを見直す |



8 策定に至るまでの経過

- 住民アンケート調査の実施：町在住 18 歳以上 1,000 人無作為抽出、有効回答 434 人
 - ▶地域との関わり・活動、相談、社会的な課題などの住民意識を把握
- 地域別ワークショップの開催：町内 5 地域で実施
 - ▶テーマ「担い手、防災・防犯、居場所、見守り」についての意見交換及び提案
- 計画策定委員やワークショップ参加者等による第 3 期計画の進捗評価の実施
 - ▶コロナによる活動停滞、活動の場の確保、移動のバリアフリー、担い手育成などの意見
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催
- 素案についてパブリックコメントの募集を実施

第 4 期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画 【概要版】

令和 5 (2023) 年 3 月

| | |
|--|--|
|  河南町 健康福祉部 高齢障がい福祉課 〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6 電話番号：0721-93-2500 |  社会福祉法人 河南町社会福祉協議会 〒585-0014 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6 河南町役場内 電話番号：0721-93-6299 |
|--|--|

第 4 期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画

【概要版】

令和 5 (2023) ~令和 9 (2027) 年



1 地域福祉とは

地域における様々な生活課題を、住民自ら気づき、それらの地域課題を我が事として捉え、問題解決に向けて、地域住民の主体的な支え合いのもと、福祉活動を支える多様な関係機関・団体が連携し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することが「地域福祉」です。

2 地域福祉の必要性

これからのまちづくりは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが求められています。

こうした中、さまざまな生活課題や地域課題に対し、住民一人ひとりの努力（自助）住民同士の相互扶助（共助）公的制度（公助）の連携によって解決し、住民すべてが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるという視点で考える必要があります。

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための基本的な仕組みをつくる計画で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき町が策定し、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の目標達成のために地域住民等が主体となって取り組むための実現化計画で、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会が中心となって策定するものです。本町では、第 3 期計画から一体的に策定しています。

4 計画の基本理念

地域をつなぐ 思いやりの心が育む あたたかいまち かなん

～共生による住みよい・助け合いの地域づくり～

地域には、子育て世帯、高齢者や障がい者、生活困窮者など生活に不安を抱えている人たちがいますが、家庭や近所、身近な地域のつながりを基本としつつ、町や社会福祉協議会など多様な主体も連携しながら、一人ひとりが豊かに安心して暮らせる地域共生社会が求められています。

本計画では第 3 期計画の基本理念を継承しつつ、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けていくために、地域住民がお互いのつながりを深めていくことが重要であるという認識をもち、住民一人ひとりが責任をもって思いやりの心を育むまちづくりに向けて「地域をつなぐ 思いやりの心が育む あたたかいまち かなん ～共生による住みよい・助け合いの地域づくり～」を基本理念とします。